

表紙含：（6枚）

仕様書番号：14号

作成年月日：令和8月5月8日

作成部隊名：小平学校総務部管理課

66号建物吸収式冷凍機更新工事 仕様書

陸上自衛隊小平学校仕様書

件名	66号建物吸収式冷凍機更新工事
仕様書番号	14
作成年月日	令和8年5月8日
作成部課名	管理課 営繕班

1 工事場所：東京都小平市喜平町2-3-1 66号建物

2 工事概要：機械設備工事……………1式

3 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊小平学校で実施する「66号建物吸収式冷凍機更新工事」に適用する。

4 一般事項

- (1) 本工事は、本仕様書及び共通仕様書に基づき実施する。
- (2) 図面及び仕様書に明記無き事項であっても、技術上当然必要な事項は監督官と協議の上実施する。

5 特記事項

- (1) 仕様書及び図示の内容は標準施工方法を示すものであり、現場の状況を考慮して、細部の取り合い等については、監督官と協議した後施工すること。
- (2) 工事に先立ち、現地調査を実施の上施工すること。
- (3) 仕様書に記載する更新機器性能・型番については参考とし、同等性能を有する機器を使用できることとする。
ただし、設置する機器については仕様書に記載の製品を使用する場合であっても入札の7日前までに機器使用が分かる資料を添えて官側へ通知し、了解を得ることとする。
- (4) 機器制御盤・付属品及び機器保温については、製造者の標準仕様とする。
- (5) 機器納品時まで、製造時工場で行った試験結果を提出すること。その際試験条件を付した資料を併せて提出することとする。
- (6) 既存機器と新設機器の配管の切り回しが必要となる場合は、請負者の責任において実施すること。
その際の配管保温は、蒸気管はB・(イ)・Ⅱ、冷温水管はB・(イ)・Ⅲを基準とする。
- (7) 上記切り回し配管の保温は、試運転の後漏れがないことを確認した上で実施すること。
- (8) 請負者は、機器更新完了後試運転調整を実施し、その結果を報告書に取りまとめ官側に提出すること。
- (9) 新設機器には、機器記号及び名称を表示すること。併せて機器型番・性能等の記載された銘板を取り付けること。

件名	66号建物吸収式冷凍機更新工事	図面記号	2/6
図面名称	仕様書	縮尺	—

共通仕様書

1 総 則

- (1) 本仕様書は、陸上自衛隊小平学校における各種工事及び役務について、共通的な必要事項を規定する。
- (2) 設計図書及び本仕様書に記載のない事項は、国土交通省制定の各種工事共通仕様書もしくは保全業務共通仕様書、製造者が規定する仕様並びに商習慣によるほか、工事・役務監督官（以下「監督官」という。）の指示による。

2 適用範囲

この共通仕様書の適用範囲は、本契約に関連する事項のみ適用する。

3 軽微な変更

納まり、取合せ等の為の軽微な変更は、監督官の指示により行う。この場合、請負金額の増減、又は納期の変更はしない。

4 使用材料

- (1) 使用材料は全て新品（官給品除く）とする。但し、仮設材料はこの限りでない。
- (2) 指定された材料は、選定に先立って見本を官側へ提出し、承認を受ける。
- (3) 使用材料は、官側の材料検査に合格したもののみ使用できる。
- (4) 検査に合格した材料であっても、使用時に監督官が変質または不良品と認めたものは、使用することはできない。
- (5) 材料は日本工業規格（J I S）等を標準とし、これらの規格の無いものについては官側の指示に従う。
- (6) 材料置場は、監督官の指示した場所とする。

5 指定作業の点検

以下の作業が終了した時には、官側の点検を受ける。この際、官側の承諾を受けなければ次の作業に着手してはならない。

- (1) 工事もしくは役務完了後に外部から明視できなくなる箇所
- (2) 官側からあらかじめ指定された作業

6 水道電気等の使用

作業に使用する水道、電気等を官側施設から受ける場合は、特記がある場合を除き、あらかじめ監督官と調整し、指示に従い使用する。但し、これらにかかる光熱水料は、請負者の負担とする。

7 諸法規等の遵守

請負者は、労働基準法、職業安定法、雇用保険法、労働者災害保険法の他、関係各法規及び防衛省の規定を遵守し、工事もしくは役務の円滑なる進捗を図る。

8 作業時間等

作業実施日及び時間については、原則として平日08時30分～16時30分までとする。但し、特記に記載する項目は、監督官と調整の上作業を実施すること。

9 後片付け

作業終了に際しては、作業場所の後片付け及び清掃を実施する。

10 発生材及び産業廃棄物の処置

- (1) 鉄くず等、官側へ引き渡す発生材は、発生材調書を提出し、監督官の指示により指定場所に集積する。
- (2) 産業廃棄物の処置については、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適切に搬出・処分を行うものとし、特記がある場合を除き、処分の証明書（マニフェストA及びB2・D・E票）の写しを監督官に提出するものとする。
- (3) (2)の書類提出は、契約期間内に完了させるものとする。

11 石綿含有建材について

石綿含有の恐れがあり官側が特記仕様書にて必要と定める場合は、特段の指示がない限り請負者の責任において分析を実施のうえ、東京都へ事前調査結果報告書を提出すること。
ただし、官側において分析実施済の場合はその結果の写しを使用し届出を行えるものとする。

12 検査官による検査

- (1) 工事もしくは役務が完了したならば、官側に申し出て、検査官による検査を受ける。
- (2) 検査の結果不合格の箇所があった場合は、請負者の負担において直ちに是正し、再度検査を受ける。

13 物品等の返納

第11項の検査合格後、速やかに貸与されていた物品等（設計図書含む。）を官側に返納する。

14 請負者の責務

- (1) 現場代理人は作業時常駐とする。
- (2) 作業場所への作業員その他の出入りの管理、風紀衛生の取締り、及び火災、盗難、その他事故防止については、請負者責任でこれを管理する。
- (3) 作業場所は、常に材料その他の整理整頓及び清掃を行う。
- (4) 作業場所及びその周辺にある既設構造物に、損傷を及ぼさないよう十分な防護を施す。万一損傷を与えた場合には、請負者の負担において修復するものとする。
- (5) 請負者は、感染症法上で5類以上に分類された感染症の症状が作業員にみられる場合は、厚生労働省が定める感染拡大防止に関するガイドラインに基づき、適正に管理する。

15 安全管理

- (1) 作業員は、安全管理に万全を期する。
- (2) 作業場所又はその付近で作業するときは、標示又は見張人を置く等、安全の確保に努める。

16 工程表及び作業計画

請負者は、請負契約成立後、監督官と事前協議のうえ、工程表を早期に官側に提出し、作業の手順及び作業計画について、承認を受けた後でなければ、作業を開始してはならない。

17 提出書類

請負者は、下記に示す書類・特記したもの及び監督官が別示する書類を提出する。

番号	提出書類名称	提出部数	提出時期等
1	工程表	2部	契約後速やかに
2	工事打合せ簿	必要の都度1部	契約後速やかに
3	現場代理人等通知書	2部	契約後速やかに
4	施工体制台帳	1部	下請契約を実施した場合のみ、作業開始までに
5	工事使用材料カタログ・承認図	1部	監督官の指示する範囲のみ、選定後速やかに
6	工事材料搬入報告書	2部	材料検査の都度
7	産業廃棄物管理票（写）	必要の都度1部	産業廃棄物が発生した場合のみ、竣工検査までに
8	産業廃棄物収集運搬業許可証／産業廃棄物処分業許可証（写）	必要の都度1部	産業廃棄物が発生した場合のみ、速やかに
9	工事（役務）写真	1部	完了検査までに
10	完成通知書（完了検査願を兼ねる。）	2部	完了後速やかに

18 写真撮影

請負者は、監督官の指示に従い、以下の作業等について撮影及び記録し、作業順に写真帳（A4版）に整理したものを提出する。なお、使用する撮影機器は、通信機能のないものとする。

- (1) 作業の前・後及び主要な作業実施の状況
- (2) 作業後に隠ぺいとなる箇所
- (3) 搬入材料（搬入の都度、全数量・規格がわかるように撮影する）
*（社）公共建築協会「工事写真の撮り方（改訂第2版）建築編」、「工事写真の撮り方（改訂第2版）建築設備編」を参考に整理する。

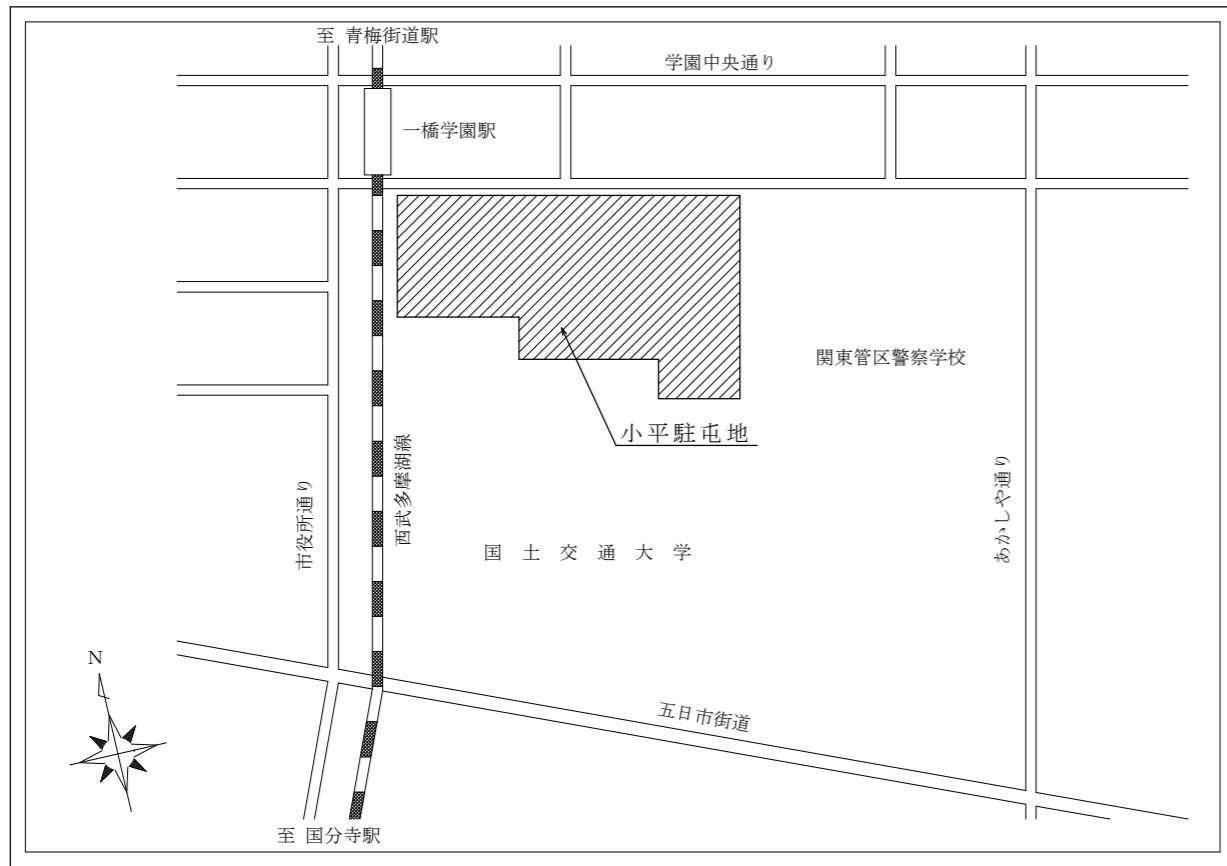
19 疑 義

設計図書に明示なき事項、又はその内容において疑義が生じた場合には、請負者は官側に申し出て協議を行うものとする。

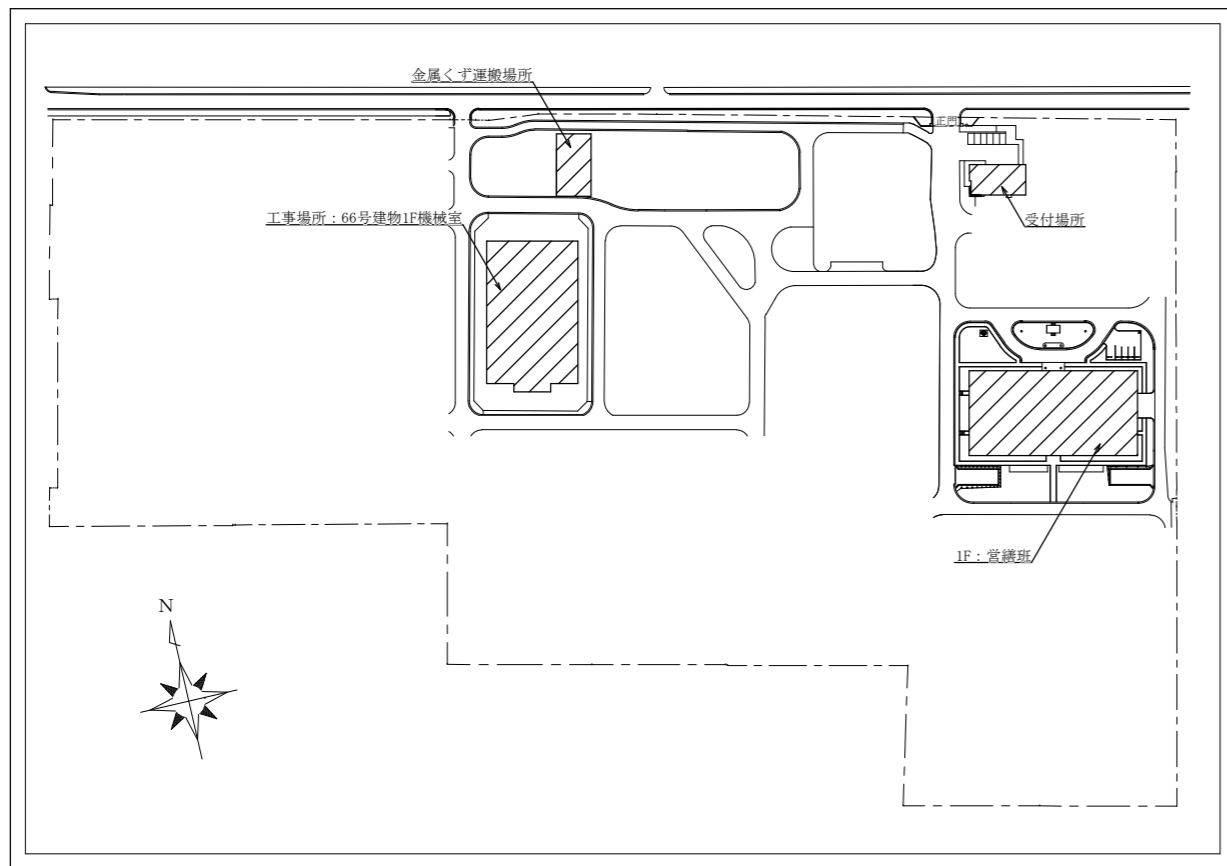
20 連絡調整先

陸上自衛隊小平学校 総務部 管理課 営繕班
TEL 042-322-0661 内線281、282
調整時間においては、原則として12時00分～13時00分を除く、平日08時15分～17時00分までとする。

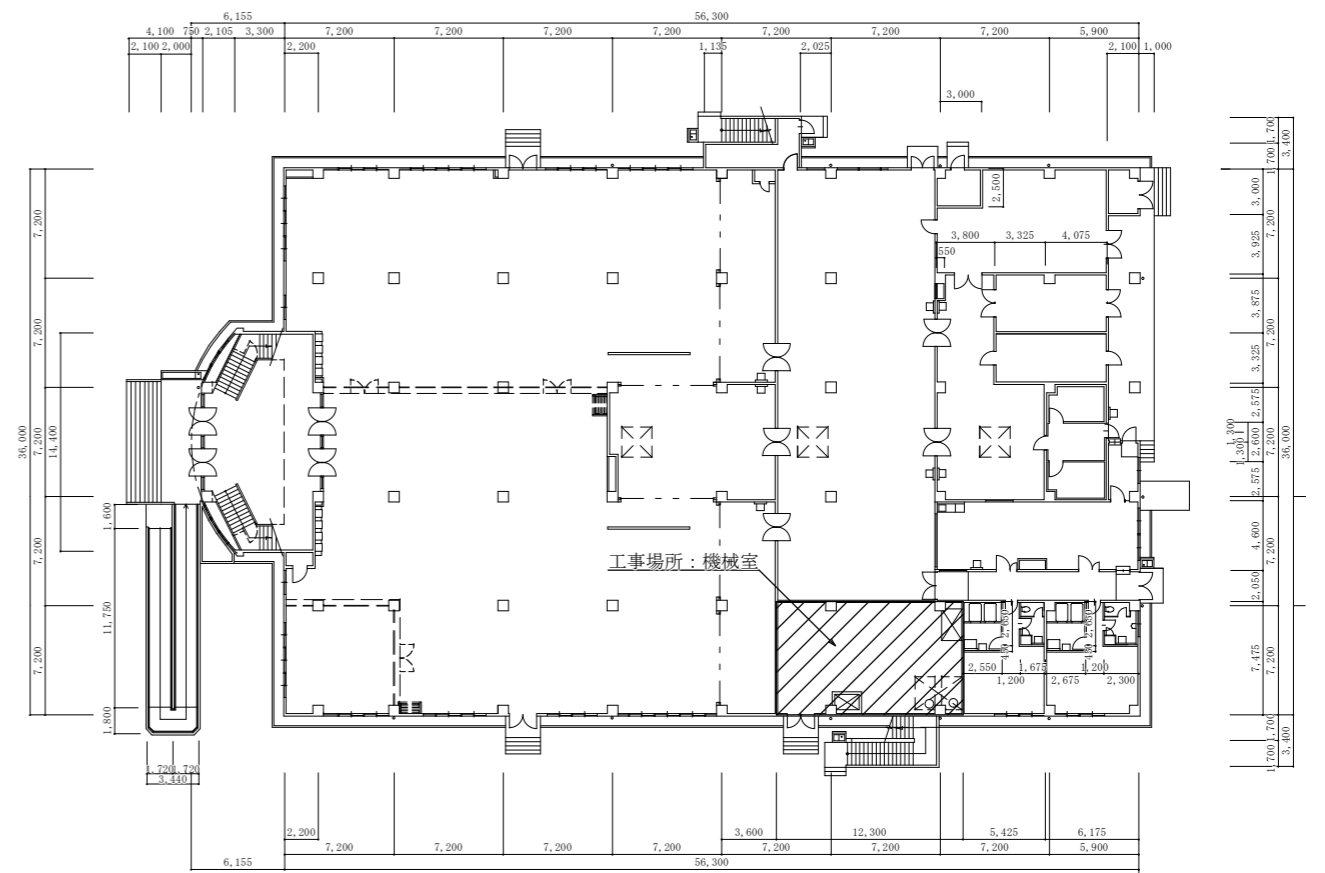
件 名	66号建物吸収式冷凍機更新工事	図面記号	3/6
図面名称	共通仕様書	縮 尺	—



駐屯地案内図 S=1/x

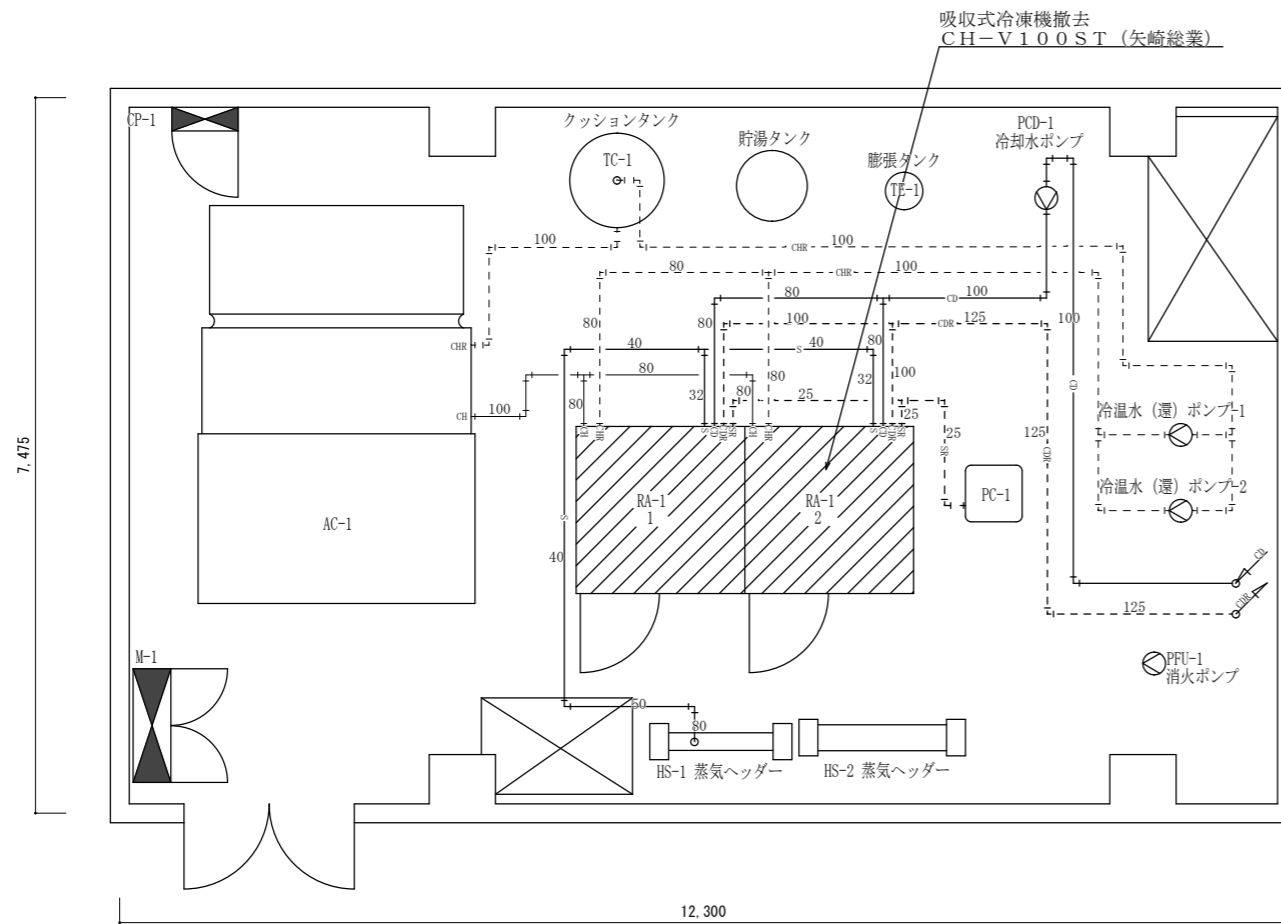


駐屯地配置図 S=1/2,500



66号建物1階平面図 S=1/500

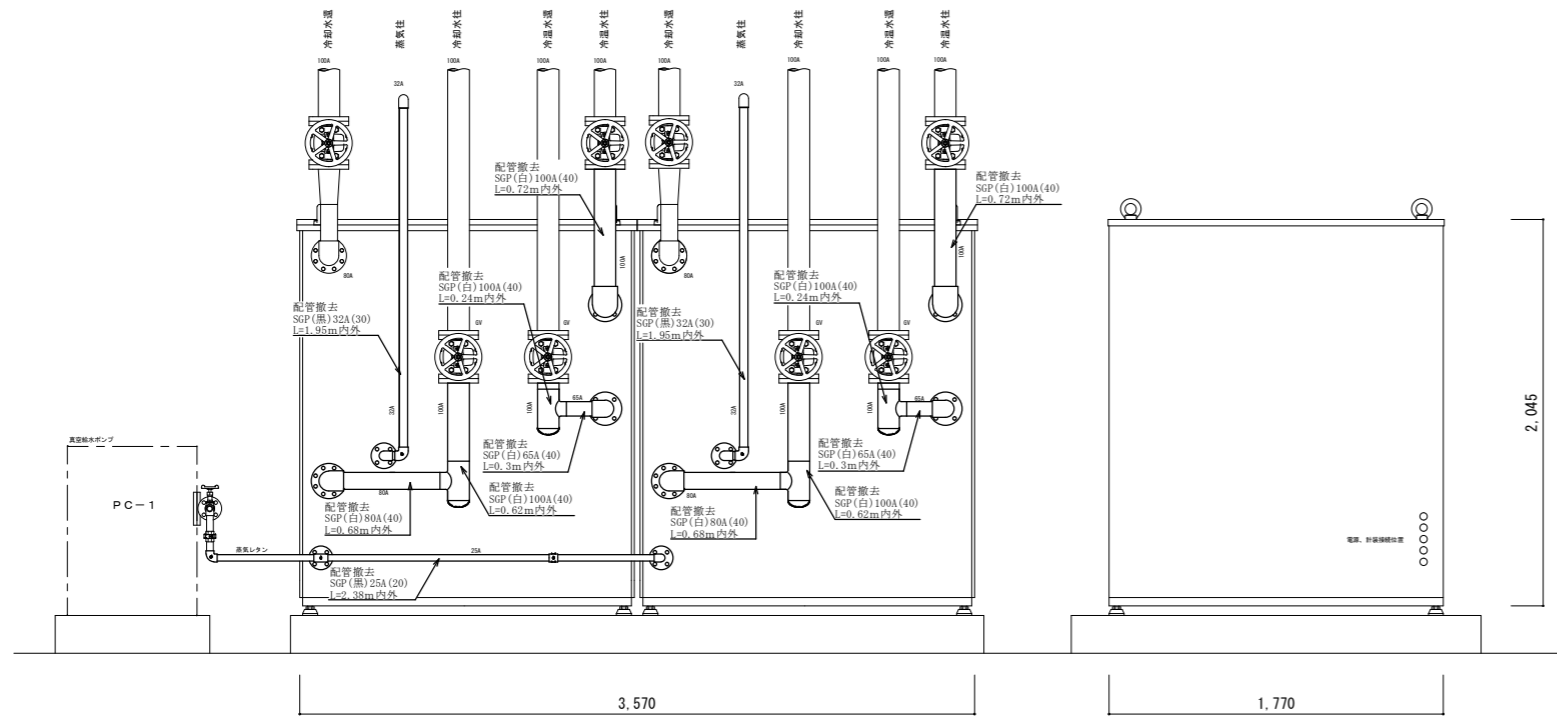
件名	80号庁舎清掃役務	図面記号	4/6
図面名称	案内図・配置図・66号建物1階平面図	縮尺	—



66号建物機械室更新設備配管系統図（更新前） S=1/x

○撤去機器規格・仕様表

項目	規格・仕様等
型式・製造者名	CH-V100ST・矢崎総業
冷凍能力	288kW
冷水温度（入口）	12℃
冷水温度（出口）	7℃
冷水量	826L/min
冷却水温度（入口）	32℃
冷却水温度（出口）	37.5℃
冷却水量	1,438L/min
電動機電源	3φ200V 50Hz
蒸気供給圧力	588kPa
蒸気消費量	394.2kg/h



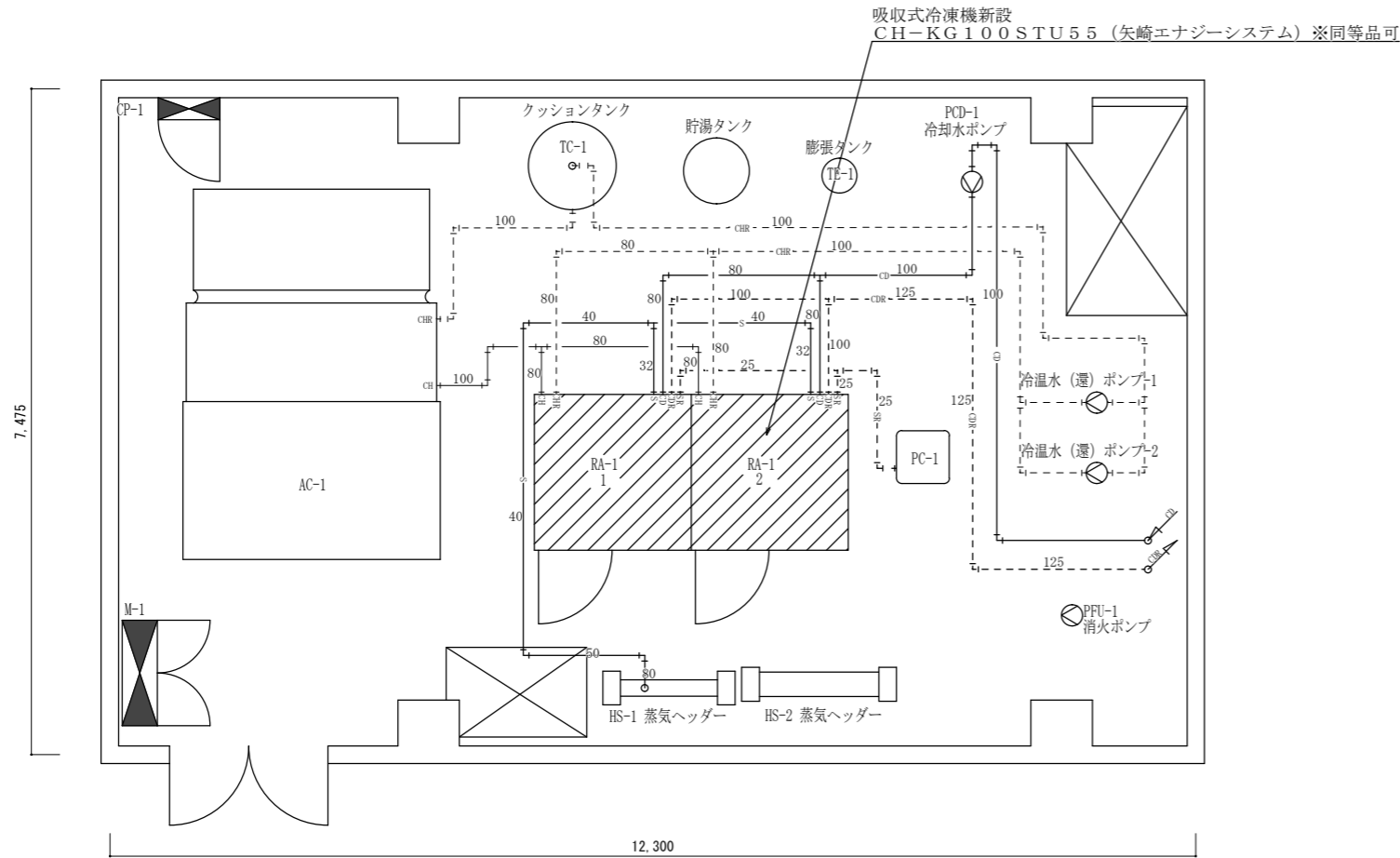
正面図

側面図

撤去機器正面図・側面図 S=1/40

※1 本図面で示す配管撤去数量は、更新機器（参考となる製造者・型式）を使用した場合のものを参考として示す。
 ※2 配管径後に示す（）内の数字は保温厚（mm）を示す。

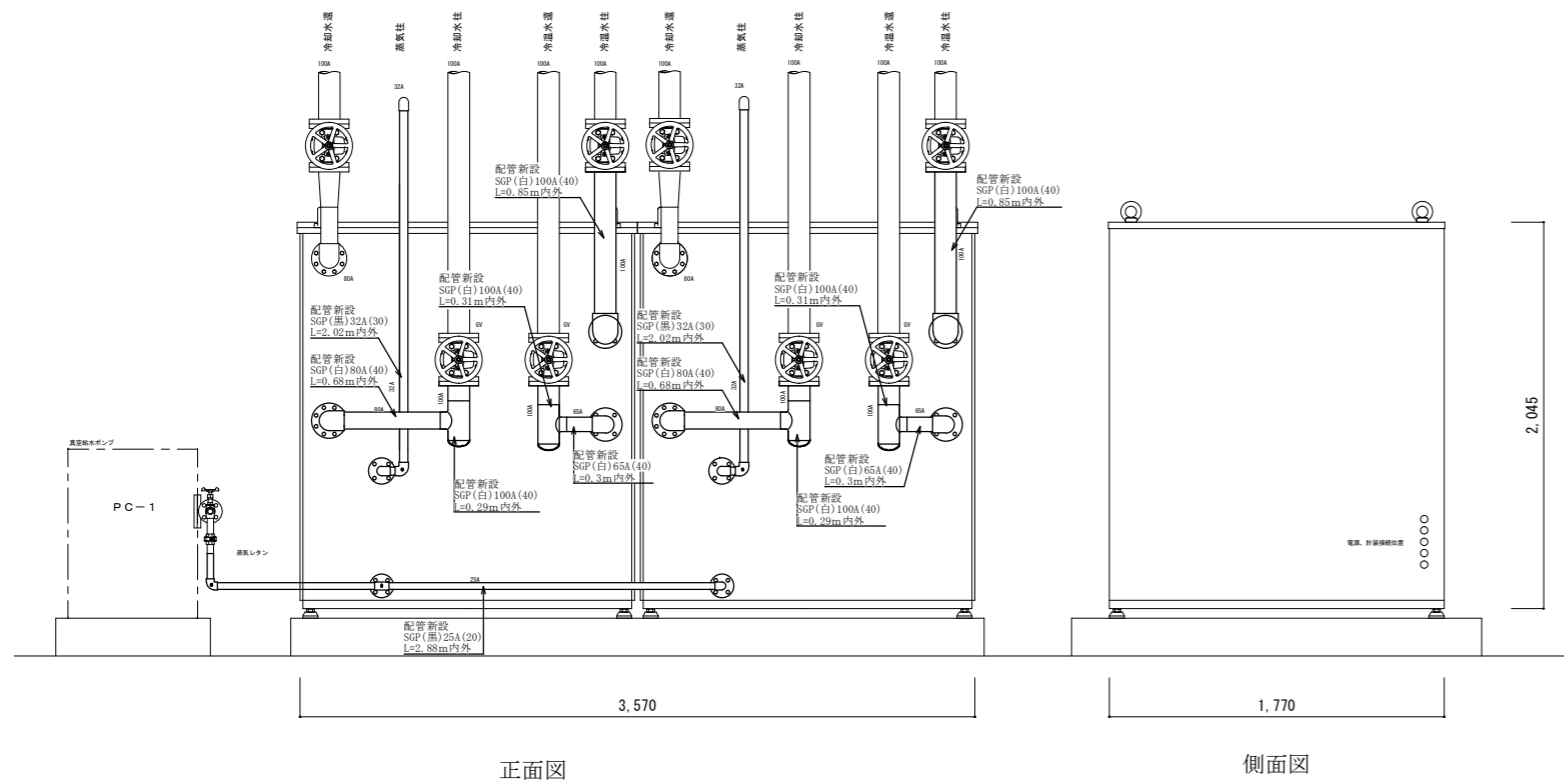
件名	66号建物吸引式冷凍機更新工事	図面記号	5/6
図面名称	66号建物機械室更新設備配管系統図（更新前）、撤去機器正面図・側面図 撤去機器規格・仕様表	縮尺	図示



○更新機器規格・仕様表 (参考)

項目	規格・仕様等
型式・製造者名	CH-KG100STU55・矢崎エネルギーシステム
冷凍能力/加熱能力	352kW/457kW
冷温水量	916.4L/min
冷温水出入口温度 (冷水)	7.0℃ (出入口温度差5.5℃)
冷温水出入口温度 (温水)	5.5℃ (出入口温度差7.1℃)
冷却水量	1,523.6L/min
冷温水入口温度	3.2℃ (出入口温度差6.1℃)
電動機電源	3φ200V 50Hz
蒸気供給圧力	68.6kPa
蒸気消費量	441.5kg/h
機器重量 (参考)	4,440kg

66号建物機械室更新設備配管系統図 (更新後) S=1/x



更新機器正面図・側面図 S=1/40

※1 本図面ですす配管撤去数量は、更新機器 (参考となる製造者・型式) を使用した場合のものを参考として示す。
 ※2 配管径後に示す () 内の数字は保温厚 (mm) を示す。

件名	66号建物吸収式冷凍機更新工事	図面記号	6/6
図面名称	66号建物機械室更新設備配管系統図 (更新後)、更新機器正面図・側面図 更新機器規格・仕様表 (参考)	縮尺	—